

○須坂市営駐車場条例

平成17年12月16日条例第54号

改正

平成20年 3月28日条例第13号  
平成21年 3月30日条例第12号  
平成28年 7月 7日条例第35号  
令和元年 7月 3日条例第16号  
令和 2年12月18日条例第39号

須坂市営駐車場条例

須坂市営駐車場条例（平成10年条例第11号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 施設の利用（第3条—第10条）
- 第3章 指定管理者（第11条—第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、中心市街地における商業の発展及び観光の振興並びに市民の利便を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び第3項の規定により、須坂市営駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 須坂市営駐車場

位置 須坂市大字須坂312番地1

第2章 施設の利用

（利用できる自動車の種類）

第3条 駐車場を利用できる自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び普通自動車とする。

（利用区分等）

第4条 駐車場の利用区分及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、第11条に規定する団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

利用区分	利用時間	備考
昼夜間駐車	午前8時から午後9時まで	
深夜駐車	午後9時から翌日午前8時まで	
月ぎめ駐車	午前0時から午後12時まで	大型自動車を除く。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に駐車場を閉鎖することができる。

（利用の許可）

第5条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。  
既に利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）については、許可の取消し又は利

用の制限若しくは停止、入場の禁止若しくは退場を命ずることができる。この場合、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載している自動車
- (3) 他の自動車の駐車を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (5) その他管理上必要があるとき。

(利用料)

第7条 駐車場の利用者は、利用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場の利用料は、別表に定める額を超えない範囲で指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 次に掲げる利用者は、前項に規定する利用料を120分以内に限り、無料とする。
  - (1) 須坂市蔵のまち観光交流センターを利用した者で、利用料を納付したもの
  - (2) 岡信孝コレクション須坂クラシック美術館、須坂市旧小田切家住宅又は須坂市笠鉾会館ドリームホール観覧等のための利用者
- 4 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料を無料とすることができる。
- 5 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用券)

第8条 指定管理者は、利用者の利便に供するため、利用券を発行することができる。

- 2 利用券の料金は、1時間券（深夜2時間券）50枚3,920円とし、前売りとする。
- 3 前2項の規定に基づき発行した利用券の払戻しはしない。

(利用料の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める場合において、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

第10条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

### 第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第11条 駐車場の管理は、法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の申請等)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するもののうちから、駐車場の管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、中心市街地における商業の発展及び観光の振興並びに市民の利便に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び備品等の維持管理に関する業務

(3) 利用料の徴収、減免及び還付に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、駐車場の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第17条 市長は、駐車場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、市はその責を負わない。

(秘密保持の義務)

第19条 指定管理者は、須崎市個人情報保護条例（平成13年条例第35号）第12条の2の規定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 前項の管理事務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### 第4章 雑則

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、利用を終了したときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 利用者又は指定管理者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の須坂市営駐車場条例の規定により利用の承認を受けている者は、改正後の須坂市営駐車場条例の規定により利用の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前になされた法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定する手続は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月28日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第12号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月7日条例第35号)

この条例は、平成28年7月15日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日条例第16号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日条例第39号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

利用区分	利用料
昼夜間駐車	60分以内ごとに 100円
深夜駐車	120分以内ごとに 100円
月ぎめ駐車	1月につき 6,700円

(備考) 月ぎめ駐車の場合、その利用期間が1月に満たないときは、1月分の利用料を徴収する。